

令和6年度 大田区収集作業・排出指導員募集案内

1 応募受付期間

令和7年1月29日（水）～令和7年2月19日（水）

※詳細は「7 申込み方法」に記載しています。

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
2名	(1)廃棄物の収集に関すること。 (2)廃棄物の排出指導に関すること。

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度に任用を保証するものではありません。
勤務場所	区内に設置する各清掃事務所 ※屋内は原則禁煙（喫煙室あり）です。
勤務時間等	・1日7時間45分・週4日（週31時間） ・原則、午前7時40分から午後4時25分まで（休憩時間60分） ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	・原則、日曜日に加えて月曜日から土曜日までの間で指定された日が週休日となります。 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日 ※休日に勤務を行った場合、代休日を指定するか、休日給を支給します。
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
報酬額	<u>月額205,344円</u>
諸手当（相当額）	<u>特殊勤務手当（1日700円）</u> 、期末手当、勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当等が支給されます。
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	労働者災害補償保険が適用されます。
服務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注) 記載されている報酬額等については、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格

応募にあたり、特別な資格等は必要ありませんが、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

5 選考方法等

（1）選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）、面接及び体力判定により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

筆記 (作文)	<p>【課題】 『私が考えるごみ収集作業員の役割』 ※手書きで400字程度。 ※事前提出式になります。</p>
面接	<p>【面接日】令和7年2月下旬 【面接時間】10分程度 【場所】大田区消費者生活センター（予定） ※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。</p>
体力判定	<p>【判定日】面接日と同日 【場所】大田区消費者生活センター（予定） 【内容】握力測定、椅子立ち座り等 ※当日は、体力判定を行うため、更衣室（控室兼）を用意しております。 動きやすい服装でお越しいただくか、更衣室をご利用ください。</p>

(2) 判断基準

筆記（作文）、面接及び体力判定における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	○職務にあたる視点で状況認識ができているか。 ○問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	○記述内容に説得力があるか。 ○論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	○自分の言葉で記述しているか。 ○文章の表現が豊か。
職務への理解度	○職務を進めるうえで必要とされる事項として挙げているものが妥当なものか。

【面接】

知識・対応力	○職務知識が収集作業・排出指導員として必要な水準に達しているか。（ごみの分別基準などを理解できているか。） ○質問の趣旨を理解しているか。 ○わかりやすく簡潔に答えているか。
積極性（責任感）	○率先してやろうとする意欲があるか。 ○意見や考えを進んで述べているか。 ○粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性（適応性）	○傾聴の姿勢は適切か。 ○相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。
勤勉性	○真面目にかつ熱心に職務に当たることができるか。 ○自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に生かしていく意欲があるか。

【体力判定】

職務上必要な体力の保有度を評定する。

6 合格者の発表方法

令和7年3月上旬に採用選考受験者全員に合否の結果を郵送でお知らせする予定です。

7 申込み方法

（1）提出書類

申込書	・申込書は、環境清掃部清掃事業課（大田区役所8階）、各清掃事務所等で配布します。 また、区ホームページからもダウンロードできます。 ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の留意点」をよく読んでください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください（写真の裏に必ず記名をしてください。）。
作文	・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「私が考えるごみ収集作業員の役割」とし、必ず自書してください。
返信用封筒	封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼ってください。

（2）提出方法

提出書類一式を入れた封筒の表に「大田区収集作業・排出指導員受験申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、令和7年2月19日（水）まで【当日消印有効】以下宛て先に郵送または持参にてお申込みください。

※郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。

※持参の場合の受付は、環境清掃部清掃事業課のみ、平日 9 時から 17 時までです。（土・日・祝日は受け付けません。）

(3) 郵送先・持参先

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号（大田区役所 8 階）

大田区役所環境清掃部清掃事業課事業調整担当

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

(4) 面接実施通知書の送付

申込書類受付後、提出された申込書に記載された住所へ面接選考の案内を郵送します。

令和7年2月下旬までに届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月間（採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

《申込・問合先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区役所 環境清掃部 清掃事業課 事業調整担当（本庁舎 8 階南側 21 番窓口）

電話 03-5744-1626 FAX 03-5744-1550

HP アドレス <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

【大田区役所案内図】

